

■ 入院給付金

入院について

約款で定めている「入院」とは、下記「別表7 入院」、「別表7の2 病院または診療所」、「備考2」の通りです。

この別表、備考は、無配当医療保険(05)普通保険約款(2010年4月作成)より抜粋したものです。

別表7 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表7の2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表7の2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

備考2

1. 同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

2. 治療を直接の目的とした入院

美容上の処置による入院、正常分娩による入院、疾病を直接の原因としない不妊手術による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院などは、「治療を直接の目的とした入院」に該当しません。なお、治療を目的としない入院中に、疾病または不慮の事故による治療を必要とすることが発見され、引き続き入院した場合には、その疾病または不慮の事故による治療を開始した日から入院を開始したものとします。

3. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

4. 手術を受けたとき

手術開始後、その手術中に被保険者が死亡した場合でも「手術を受けたとき」として取り扱います。ただし、単なる麻酔処理の段階である場合は、この限りではありません。

5. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。